

税務課からのお知らせ

所得税の還付申告は2月16日以前でも受付が出来ます!



平成28年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間は、平成29年2月16日（木）から3月15日（水）までです。

諏訪税務署ではこの期間以前でも、所得税の還付を受ける方の申告（還付申告）を行います。

なお、町税務課では平成29年2月14日（火）・15日（水）の2日間、還付申告の方のみを対象に申告相談を行い、2月16日（木）から3月15日（水）は、所得税の確定申告及び町民税・県民税申告の申告相談を行います。会場は町庁舎4階の講堂です。また、確定申告書・手引き等は1月中旬から、町税務課窓口を用意いたします。

申告書にはマイナンバーの記載と、本人確認書類の写しの添付が必要になります



社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成29年度（平成28年分）の所得税の確定申告書及び町民税・県民税申告書から、マイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーを記載した申告書を提出していただく際には、記載されたマイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、申告書を提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）をするための添付書類が必要になりますので、以下の書類の写し（コピー）をお持ちください。

- マイナンバーカード（顔写真付き）をお持ちの方…表面と裏面の写し（コピー）をお持ちください。
- マイナンバーカード（顔写真付き）をお持ちでない方…以下の①と②の写し（コピー）をお持ちください。
 - ①番号確認書類（マイナンバー通知カードまたは、マイナンバーを記載した住民票の写しのいずれか1つ。）
 - ②身元確認書類（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、医療保険の被保険者証 等のいずれか1つ。）

確定申告をすれば所得税が戻る方

次のいずれかに当てはまる方は、還付申告により税金が還付される場合があります。

- 病気やけがなどで支払った医療費が一定額以上あり、医療費控除を受ける場合
- 年の途中で退職し、就職しなかった方で、給与所得について年末調整を受けていない場合
- 住宅を住宅借入金等で新築や購入・増改築して、住宅借入金等特別控除を受ける場合
- 社会保険料控除、寄附金控除、その他控除を受けることができる場合 など

公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告が不要となりますが、次にあてはまる場合は、町民税・県民税の申告により、来年度の町民税・県民税が減額される場合があります。申告が必要な方は、町税務課へ町民税・県民税申告書の提出をお願いします。

お手元の公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外で下記のような控除の適用を受けるとき

| | |
|---------------------------|---|
| 医療費控除 | 所得金額により、医療費が10万円以下でも控除の対象となる場合があります。 |
| 社会保険料控除 | 口座振替や納付書によってご納付いただいた介護保険料・後期高齢者医療保険料等の控除を適用するには、申告が必要です。 |
| 生命保険料控除 地震保険料控除 | 生命保険料や地震保険料についての控除を適用するには、申告が必要です。 |
| 配偶者控除・障害者控除・寡婦（寡夫）控除・扶養控除 | 公的年金等の源泉徴収票に扶養控除等がすべて記載されているかご確認ください。源泉徴収票に記載されていない控除を適用するには、申告が必要です。 |

事業所のみなさまへのお願い

●給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は、平成29年1月31日（火）までに提出いただきますようご協力をお願いします。
 なお、提出の際は町民税・県民税の徴収区分が分かるよう、総括表を一番先頭にして、徴収区分ごとに仕切り紙を入れ、束ねて提出をお願いします。

仕切り紙の種類

○特別徴収 → ブルーの用紙 ○普通徴収 → ピンクの内紙 ○専従給与 → イエローの内紙

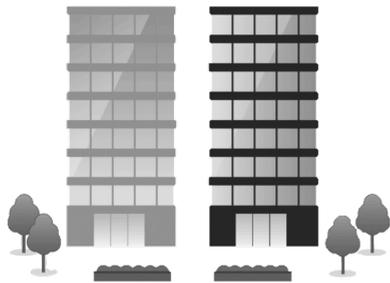
●平成30年度から、原則全ての事業者が個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

地方税法において、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員*1に支払う給与から差し引き、従業員に代わって納税いただくことが原則となっています。（個人住民税の特別徴収） *1原則として、アルバイト、パート等を含む全ての従業員

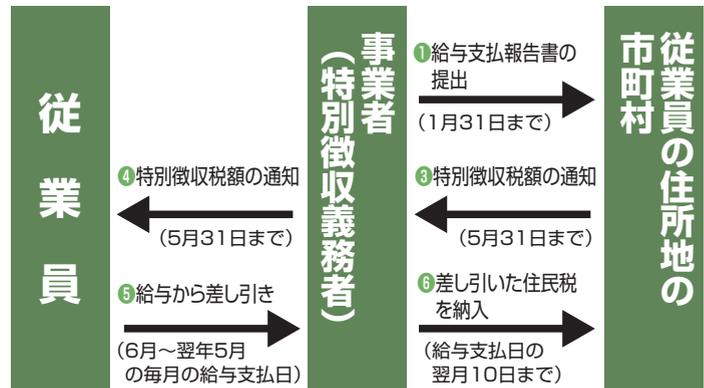
長野県と県内全77市町村は、平成30年度から全県一斉に、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者を個人住民税の特別徴収義務者に指定することにより、個人住民税の特別徴収を徹底します。

現在、特別徴収を行っていない事業者のみなさまは、特別徴収の実施準備をお願いします。
 なお、次の理由(①～⑥)に該当する場合は、当面、例外として特別徴収を行わないことができますが、給与支払報告書を提出いただく際に「普通徴収切替理由書」の提出が必要となりますので、ご留意ください。

- ①総従業員数*2が2人以下の事業所
 *2②～⑥に該当する全ての従業員数（他市区町村分を含む）を差し引いた人数
- ②他の事業所で特別徴収されている方
- ③給与が少なく税額が引けない方
- ④給与の支払が不定期な方
- ⑤事業専従者（個人事業主のみ対象）
- ⑥退職者又は退職予定者（5月末日まで）



特別徴収の仕組



平成29年度実施分の主な税制改正

●医療費控除の特例の創設

【セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除】

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、②予防接種、③定期健康診断（事業主健診）、④健康診査、⑤がん検診、いずれかを受けている者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品（医療用から転用された医薬品）の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1万2千円を超える額を所得から控除できる制度が創設されました。

※この特例と、現行の医療費控除は併用できません。